



92.8.14 No.3642

# 強制配転者を今すぐ原職に戻せ!

年月	強制配転の軌跡
87.3	JR当局による強制配転攻撃は、人材活用センターから続く組合差別の軌跡に他ならぬ事実によつても、音をたてて崩れるのみなのだ。
86.10	今さらとつつけたような「理由」づけなど、直仕入を行つていないとたつた一つの事実によつても、音をたてて崩れるのみなのだ。

希望は止むなく流れている  
長い年で七年

JR当局による強制配転攻撃は、人材活用センターから続く組合差別の軌跡に他ならぬ事実によつても、音をたてて崩れるのみなのだ。

今さらとつつけたような「理由」づけなど、直仕入を行つていないとたつた一つの事実によつても、音をたてて崩れるのみなのだ。

直営店舗の廃止(今年度五店舗)を、一〇月一日から実施するとしている。

又、今後の店舗展開では、「収益性を重視」し、「非効率店舗の廃止あるいはグループ企業への移管」により、店舗のスクラップアンドビルドを推進するとしている。

しかしながらJR当局は、この間「店舗」を、労働千葉の役員・活動家を隔離する場所として「活用」してきたのであり、そこには「収益性」など存在せず、「非効率」などどうでもよかつたのである。

JR当局による強制配転攻撃は、人材活用センターから続く組合差別の軌跡に他ならぬ事実によつても、音をたてて崩れるのみなのだ。

「JR発足時の配転先」と称して三五名を配転・再配転。現場では、これからは全員が営業関係を経験してもらわなければなりません。だから、先に行けば早く帰つてこられると説明。

年月	強制配転の軌跡
92.1	「八九・三ダイ改」確認メモ。「強制配転者」の原職復帰には配転期間も考慮する」
91.7	JR総連と結託し、予科生の差別・選別登用を强行(七名)
91.3	JR総連組合員を運転士に登用(一名)
90.11	JR総連組合員を運転士に登用(一四名がJR総連)
90.8	運転士登用を発令。(一五名中三七名がJR総連)
89.11	JR総連組合員を運転士に登用(一四名がJR総連)
89.3	「八九・三ダイ改」確認メモ。「強制配転者」の原職復帰には配転期間も考慮する」

年月	強制配転の軌跡
88.4	「分割・民営化」強行! JR発足。(人材センター配属者を除き、八八年初頭までは配転期間によって原職へ復帰していた) 動労千葉の役員・活動家三二名を営業関係(駅・売店)に強制配転。同時期に配転された者(四〇名)のうち、実に八〇%が動労千葉の組合員であった。
87.4	「任用の基準」! 不当労働行為の実態

分水嶺に立つ

原職復帰への

表を参照のとく強制配転の軌跡は、組合差別と「塩づけ」の事実を如実に物語ついてる。そしてJR当局の「ウソとペテン」、不当労働行為の積み重ねに他ならない。

この五年間に運転士に登用した者三八名中三七名がJR総連の組合員である。

さらに九一年度から新規採用が再開されてる。そしてJR当局の「ウソとペテン」、不当労働行為の積み重ねに他ならない。

この五年間に運転士に登用した者三八名中三七名がJR総連の組合員である。

（われわれは、新採について運転士希望者は将来の運転保安面を考えて車両保守部門に配属すべきだと主張しているが、JR当局は営業関係にしか配属していない。このことがもたらす安全の危機は大きい）

今回の営業関係合理化提案は、まさに強制配転者の原職復帰、予科生の運転士登用に道を開くのか、JR当局の言う「任用の基準」が大手を振つてまかり通つてしまふのかの、分岐点としてとらえなければならない。

その意味では、「分水嶺」に立っているのだ。

運転士はハンドルを、検修はハンマーを、自らの力で、自らの手に奪還しなければならない。JR当局は今すぐ原職に戻せ！

さらなる強制配転攻撃を断固粉砕しよう！

「九二・三ダイ改」、動乗勤改悪を強行。交渉段階では「強制配転者の原職復帰については、会社も組合以上に認識している」としてきた経緯があるが、いまだ何らの解決の筋道も示していない。